

令和6年度 第2回寝屋川市子ども・子育て会議記録

1 日時

令和6年10月24日（木）14時から16時

2 場所

市立保健福祉センター5階 会議室1・2

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（11名）

三宅委員長、畠中副委員長、橋本委員、東村委員、柳澤委員、丸山委員、荒田委員、遠藤委員、田中文昭委員、高松委員、栗原委員

(2) 欠席委員（2名）

中川委員、田中啓昭委員

(3) 事務局及び説明員（14名）

（こどもを守る課）木村課長、山中副係長、外木場

（子育て支援課）豊山次長、鈴木係長、片岡係長

（子育てリフレッシュ館）島津係長

（保育課）岡課長、山内課長、中野係長

（学務課）坂本課長、吉田係長

（社会教育推進課）佐々課長代理兼係長、山口係長

(4) 傍聴（1名）

4 会議次第

(1) 第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について

(2) その他

○事務局

13名の委員のうち11名の出席があったため、寝屋川市子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告。

1名の方が傍聴の申し出があったため、入室。

【案件1 第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について】

【資料1 量の見込みと補正の変更点について】

○事務局

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について「資料1」に基づいて説明。

○三宅委員長

私から質問ですが、さかのぼっての訂正があった理由は何でしょうか。

○事務局

2ページの一時預かり事業幼稚園型につきましては、実施幼稚園に各年度の利用実績を調査して改めて見込みを精査しました。

【資料2 第1章 計画の策定にあたって】

○事務局

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について「資料2」に基づいて説明。

○荒田委員

ホームページに公開すると記載がありますが、パブリック・コメントにつきましてどの程度の数字があがってくるのでしょうか。

○事務局

これから実施するので不明瞭ですが、現在は子ども・子育てに関心が高まっているので、前回より増加するのではないかと考えております。

○東村委員

前回会議でアンケート対象を小学校1年生から3年生にした理由をお伺いしたところ、前回調査と比較するためというご回答でしたが、拝見すると子ども・若者を対象にしているため、やはり対象は狭いのではないかと思います。

今後アンケートの対象年齢を広げていただければと思います。

○事務局

こども大綱・こども基本法に基づきますと、おっしゃる通り、児童福祉法で18歳未満とどまらず、発達の段階では発達の途中にあるものとしております。

ただ、子ども・子育て支援事業計画につきましては、その子ども・子育て支援法に基づく保育等の計画でございますので、別紙で示している過去のアンケートとの比較も容易になるという観点からも、今回の対象とさせていただいています。

今後、子ども基本法に基づく調査であれば、対象を広げる必要もあるかと考えています。

○三宅委員長

総合計画ということで、次第に計画が進んでいけば、対象を広げていくことになるかと思います。

○田中文昭委員

1 ページ目の図にある矢印の意味を教えてくださいたいです。

矢印が途中で止まっているのは今後どうなっていくのでしょうか。

○事務局

待機児童Z E R Oプランについては、まだ保育士の確保が必要であるため3年間を計画期間とさせていただいております。

令和9年度以降については、令和8年度時点での保育ニーズと提供量の状況によりZ E R Oプランが必要なくなる、あるいはさらにニーズが増える場合は、新たにプランを構築していかななくてはならないため、現段階での計画として示しております。

○田中文昭委員

決定しているのは令和8年度までで、その先は議論の余地があるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

【資料3 第2章 子ども子育て家庭を取り巻く環境】

○事務局

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について「資料2」に基づいて説明。

○田中文昭委員

25ページについて前回計画の進捗状況が記載されているという認識でよろしいでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおり、第2章は現在の進捗状況で、ニーズ調査については今後計画を策定していくにあたって、ニーズを把握するための調査となっております。

○柳澤委員

2点質問させていただきます。

まず1点目、5ページ目、年齢別未婚率で30代、40代の未婚率が上昇しておりますが、他市や全国と比較して寝屋川市がどうなのか教えていただきたいです。

2点目、30ページの基本方針4で課題が4つ書かれており、いずれも「連携」という言葉が使われています。

今までも連携されてきたかと思いますが、どのような連携がなされていなかったのか、具体的に教えていただきたいです。

○事務局

1点目、年齢別未婚率については令和2年度の国勢調査の結果を示しています。

他市の状況に関しては、現状数字を持っていないので分かりかねますが、全国的に就職氷河期世代という理由から、40歳代の未婚率が増加傾向にあると聞いております。

2点目、連携については、これまでの連携が足りていなかったということではなく、引き続き連携を強化していくことを考えています。

例えば、児童虐待であれば、こども家庭センターを設置していますが、これまで以上に連携を強化していくという考えで記載しています。

○柳澤委員

1点目の質問につきまして、計画策定の主旨として子どもを産み育てやすい社会ということで、産んだ後の施策は充実していると感じましたが、結婚することへのハードルが高いと感じました。

第3期には特に30代、40代の方が結婚したくなるような寝屋川市といった施策が入るとよいのではないかと思います。

2点目の質問につきまして、「支援なき」という言葉をよく聞きますので、家庭で抱える必要な施策はされていると思いますが、より届いていないご家庭に届くようにお願いしたいと思います。

○事務局

結婚したくなるという施策については、少子化対策になると思います。

他市では婚活支援や賃金アップをされているところもありますが、市単体で行うよりも国全体でやるべき課題かと思いますので、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むのは難しいと考えております。

もう1点、支援が届いているかどうかについては、把握しづらいところではありますが、今後、市として重層的支援体制を進めていくこととなっております。

地域資源を含めて、課題を抱える家庭を拾えるような体制を進めていく必要があると考えています。

○三宅委員長

支援が届いているかについては、しっかりと発信していただければと思います。

声が届くことは、さらに声を出そうというモチベーションにもつながりますので、よろしくお願いします。

○荒田委員

ヤングケアラーにつきまして、市としては早期発見のためにどのような情報を把握されているのでしょうか。

○事務局

これまで児童虐待対応の中でネグレクト家庭の把握をしておりましたが、それ以外にもおられるということを前提とし、今年度は介護事業所やこども食堂などにアンケート調査を行いました。

学校現場でも教員などにアンケートをされていると聞いておりますので、できる限り、情報の取りこぼしがないように努めています。

○畠中副委員長

就学後の子どもを持つ母親がフルタイムで働いている割合は70%を超えていると書かれていましたが、6ページの「年齢別小学校就学前子ども数の推移」での5歳の子ども1,500人で計算した場合、7割は1,200人ほどになります。

約1,200人のお子さんのうち、学童に入っているのは13ページの「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況」の1年生で768人と半分程度となっております。

長期休暇に不安を感じる保護者の声がありますので、今後、計画策定などで施策を示していただければと思っています。

○事務局

長期休業の預かりについて、祖父母や年長のきょうだいでフォローできている家庭もありますが、今後市としてもそのような施策について検討が必要だと考えています。

○三宅委員長

家庭の状況は多様ですので、丁寧に対応していただければと思います。

【資料４ 第３章 計画の基本的な考え方】

○事務局

第３期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について「資料４」に基づいて説明。

○橋本委員

基本方針の地域で子育てを支えるという部分について、就学前は他市との差をつけるために施策が充実していると思いますが、就学後の施策は何もなく、小学３年生までアンケートを実施したのであれば、小学生の支援も考えていただきたいと思います。

学童以外で放課後の居場所を作ろうにも、子どもに対して支援する大人の人数が必要になりますが、寝屋川市ではボランティアの賃金も安く、実施するには難しいと感じます。

これから子どもの数は減っていくので、予算を小学校に回すなどといった動きはないのでしょうか。

○事務局

まず、アンケートについては留守家庭児童会のニーズを把握するために就学児童（小学校１年生～３年生）がいる世帯を対象にアンケートを実施しております。

就学後の支援が少ないといったご指摘につきましては、本市では学校・家庭に次ぐ第３の居場所として子ども食堂がございますが、居場所という観点ではまだ広がっていないところでございます。

すぐの対応は難しいかもしれませんが、今後検討していきたいと考えています。

○東村委員

NPO団体かもしれませんが、枚方市では公園で自然と触れ合いながら子どもの遊びを見守ってくれるようなシステムがあります。

寝屋川市も十分自然はあり、そのような支援の意思がある団体もごさいますので、予算をかけずにできるような施策もあるのではと思います。

子どもが多様な体験をする機会をつくれるよう、検討していただきたいです。

○事務局

ご指摘いただいた部分については担当課に共有させていただきます。

○柳澤委員

1点目、女性の就労率が上がり、男性も子育てに関わらなければならないと思いますので、男性も巻き込んで育児を楽しめるようなメッセージを入れていただきたいと思います。

2点目、基本方針4で虐待に関する部分がありますが、学校に行けない子どもにも恩恵があるような視点の施策を入れていただければと思います。

○事務局

男性の育児参加については、5年前と比べてかなり増えていると見受けられます。

ご意見いただいた表現については検討させていただければと思います。

フリースクールについては、国の指針に基づく計画のため、不登校に特化していませんが、施策の展開において居場所づくりの施策は位置づけていく必要があると考えています。

【資料5 第4章 施策の展開】

○事務局

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について「資料5」に基づいて説明。

○田中文昭委員

令和6年4月からこども誰でも通園制度の試行的事業が始まっており、令和8年4月から全国展開しますがこちらに記載がありません。

もう1点、資料3の中間見直しについて、令和5年から数字が入っていますが、どのように読み取ればよろしいのでしょうか。

○事務局

中間見直しについては、中間年度に子ども・子育て会議の中で進捗状況に応じて見直しをしました。

資料3でいいますと、令和4年度に見直しをして、令和5年度、6年度の数値を見直したというところです。

○田中文昭委員

次の計画でも中間見直しをする予定なのでしょうか。

また、その際には同じようにアンケートを取るのでしょうか。

○事務局

大きな変化があった場合は中間見直しを行う予定としています。

アンケートにつきましては、状況により実施の有無を検討しますが、実績を踏まえて見直しを行います。

○事務局

こども誰でも通園制度は、資料6の40ページに記載させております。

国の方向として、年内を目途に課題点が判明しますので、その後検討する予定となります。

○田中文昭委員

検討とは事業事態の実施の有無に対することなのでしょうか。

東京都のように、時間差の上限を撤廃するといった条件に対することなの
のでしょうか。

○事務局

法定事業となりますので、実施する方向です。

我々の検討としましては、今回の試験的实施で人員配置等、発覚した課
題について対応策を考えていきたいという意味合いでございます。

○田中文昭委員

人員確保が大変だと思いますが、市として課題はあるのでしょうか。

○事務局

通常保育とは異なりますので、現場で技量が求められると考えます。

子育て支援員にも要請することや、待機児童ZEROプランRを踏まえ
て更に保育人材の確保が必要だと考えます。

○田中文昭委員

検討後の方針はいつ頃明らかになるのでしょうか。

○事務局

12月に国からどのような指示が出てくるか不明瞭なため、予定としてい
つまでに結果をだすというのは現状申し上げられません。

申し訳ございません。

○三宅委員長

私は保育学会で保育施策検討委員をしており、会員の皆さんとこども誰でも通園制度について議論するシンポジウムを実施しておりますが、厳しい状況です。

横浜市は制度を作りましたが、誰も手をあげず、現場との乖離もあり課題があるように感じます。

国は予算をつけることも考えているので、どのような状況になるか現場は固唾を飲んで待っているような状況です。

○畠中副委員長

虐待予防につきまして、おそらく健診や訪問などで発見されやすいと感じ、私も性教育を実施していく中で、自分が性的虐待を受けていたかもしれないと後から話してくれる子どもがいます。

小さい子どもは、性的虐待をされていても虐待と理解できず、自分を肯定的に受け入れてくれるためのものと感じる子が多いため、子どもの性的虐待は発覚しにくいと体感的に思います。

国から命を守る安全教育もございますので、自分の体を守るために必要な情報を与えることが幼少期から必要だと思います。

こどもを守る虐待予防の観点で入れてほしいと思います。

○事務局

性教育につきましては、学習指導要領に基づき、全ての学校で、養護教諭等とも連携しながら、学校教育活動全体を通じて取り組んでいるところでございます。

今ご指摘いただいたことも踏まえまして、さらに充実した内容となるよう検討し、引き続き、学校と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

○畠中副委員長

中学生が3歳児に加害するといった事例も聞いたりします。

幼い年齢から自分の大事な体を守ろう、ということを伝えていただきたいです。

○事務局

保育現場においても性的虐待の発見が難しいと認識していますので、要保護児童対策地域協議会では、当然性的虐待も含めた研修も行っております。

その内容を踏まえて、公立民間を含めた保育所でも、職員の意識向上に努めたいと考えております。

○三宅委員長

不適切保育といった保育者の問題もございますので、保育所での問題も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳澤委員

1点目、資料3の21ページ、子育て支援事業の認知度、利用度、利用希望度がありますが、別紙1、82ページに保護者が充実してほしい子育て支援事業が載っています。

21ページではリラットなど認知度が高いのは良い事ですが、利用希望度が高いのに利用度が低いなど、このアンケートから読みとれるはずですが、施策には反映できていないような箇所が見受けられます。

2点目、いじめ、ヤングケアラー、不登校の定義を教えてください。

○事務局

認知度、利用度、希望度に差が出ている要因につきましては、希望すれば必ず利用できる制度ばかりではないというのが一つかと考えています。

いじめ、ヤングケアラー、不登校の定義というのはどのような意味合いでしょうか。

○柳澤委員

いじめにつきまして、寝屋川市はゼロですが、保護者ではいじめがあると認識しています。

その認識に市と現場では齟齬があり、違和感があります。

例えば、暴力であればいじめだと分かりやすいですが、LINE でのいじめ等分かりにくいものもございます。

ヤングケアラーにつきましては、18 歳未満でないとヤングケアラーに該当しないのでしょうか。

不登校につきまして、30 日から定義されていますが、保護者にアンケート調査を実施したところ、3 割程度は 1 週間で不登校に該当すると感じています。

そこが保護者と教育現場、教育委員会とずれていますので、施策が後回しになるのではないかと思います。

いじめ、ヤングケアラー、不登校の定義を保護者と市で一致しないと、実態が把握できなくなることが懸念事項であります。

○事務局

いじめにつきましては担当が監察課であり、今回の会議に出席していないため回答できかねます。

ヤングケアラーにつきましては、国でも明確化されておられません。

若者支援では、定義として 40 歳程度になりますが、こどもを守る課としては 18 歳未満が対象となります。

18 歳以上の年齢に対しては支援しないということではなく、適切な機関につなぐということを考えています。

○事務局

不登校につきましては、国において「何らかの要因等により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあつて、年間 30 日以上欠席した者のうち、それが病気や経済的な理由でないもの」と定義されております。

引き続き、子どもたちが安心して登校できるよう、取り組みを進めてまいります。

○柳澤委員

不登校の定義が 30 日以上となると、保護者はそれまで支援が得られませんが、その間も不安な気持ちを抱えています。

さくら連絡網というものがありますが、欠席を選ぶ箇所が、病欠か自己都合しかなく、保護者の実感と現場の考えに乖離があるように思います。

子育ては孤立している保護者がいることが問題であり、支援の切れ目を感じてしまうことが実際に起こっているので、丁寧に保護者の意見を拾っていただきたいと思います。

○三宅委員長

非常に難しい問題だと思いますが、一番大切なのはこどもの人権です。

規則だけでなく、保護者の要望も集めながら、子どもたちのためにより良い社会になるように協力しあうことが大切なので、よろしくお願いしたいと思います。

【資料6 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

○事務局

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画について「資料6」に基づいて説明。

○柳澤委員

資料6、31ページで病児保育事業について、量の見込みと確保量が一致しておりますが、別紙1、28ページ・29ページで、「子どもが病気のために保育を利用できなかった時に保護者が仕事を休んだ」が80%近く回答があり、資料とリンクしているか不明ですが、確保量が十分にあるということに齟齬を感じます。

その背景に何か要因があるのであれば、お伺いできればと思います。

また、意見として、資料6の39ページ、ペアレントプログラムについて、児童との関わりに不安を抱えているのは保護者全員だと思いますので、学校教育などで全員がプログラムを受けられるような施策に反映していただけるとありがたいと思います。

○事務局

確保量は、1日に20人預けられるのが20日間であれば1か月に400人日が確保量となります。

インフルエンザなどの感染症が流行し、同じ時期に多くの利用が重なってしまう場合に、数に限りがございますので、利用できない方がおられるといったことが要因だと考えられます。

○事務局

親子関係支援事業につきまして、国の指針に基づいて設定させていただいておりますため、こちらで記載させていただいております。

○柳澤委員

支援には濃淡があると思っています。

要対協等でショートステイを使いたいときに、土日、年末年始、ゴールデンウィークに重なることは誰でも想像ができます。

ニーズが高いときに供給ができないとされてしまうお子さんを救えないおそれがあります。

現場にあった施策を展開してもらえると、支援の切れ目がないと思う保護者が増えるのではないかと思いますので、保護者の声一つ一つをアンケートから丁寧に拾っていただきたいと思います。

○三宅委員長

本日発言していない方いかがでしょうか。

○丸山委員

先ほど柳澤委員からご発言ありましたが、多くの事業を展開しているので、現場にあった事業を展開して頂きたいと存じます。

ペアレントトレーニングにつきまして、私ども大阪府が事業の担当をしております。

こちらの事業につきまして、基本的に発達障害のあるお子さんの保護者を支援することを目的としたプログラムになりますが、できれば大阪府の中で沢山の方に体験していただきたく、市町村に展開をお願いしてきました。

この機会に寝屋川市さんで導入していただけることであれば、発達障害に限らず支援の必要なご家庭に活用されればと思い、お聞きしておりました。

ありがとうございます。

○三宅委員長

幅広い支援ができればよいと思います。

23 ページの地域子育て支援拠点事業の今後の方向性につきまして、「今後のニーズ等の状況により増える可能性がある」とは何を指しているのでしょうか。

○事務局

地域子育て支援拠点事業の課題につきまして、中学校区に1か所設置目標としており、現在12か所で目標を達成している状況ですが、立地の面で使いづらい地域があるのではないかと認識していますため、こちらの記載をさせていただきました。

○三宅委員長

12か所の実施状況・規模はいかがでしょうか。

○事務局

12か所の規模等ですが大きく分けて2つあります。

1つは子育て支援センターという分類で、民間ないし公立の保育所で実施しており、対象が就学前のお子さんとその保護者です。

残りは、保育所などではない施設でされている、比較的小規模なつどいの広場で実施しており、対象が3歳未満の子ども・保護者になります。

子育て支援センターは2か所公立がありますが、それを除く民間のセンターでは土日が休園となっており、つどいの広場では土曜日も開いているという違いがございます。

○三宅委員長

つどいの広場を利用してる方について、3歳を過ぎるとどのような対応になるのでしょうか。

○事務局

つどいの広場は対象が3歳未満となりますので、3歳以降のお子さんに
関しては、お近くの子育て支援センターを利用していただくということに
なります。

○三宅委員長

移って行かれることに何か不便等ございますでしょうか。

○事務局

各中学校区に1つとなりますので、集いの広場が設置されていない中学
校区の方は、隣接の子育て支援センターまでご足労いただくことになりま
す。

子どもの遊び場ということでしたら、園庭開放と地域でされてるところ
もありますので、そちらをご検討いただければと思います。

【案件6 その他】

○事務局

本日配布した資料について意見等あれば「第3期寝屋川市子ども・子育
て支援事業計画（資料）に対する御意見」に記入いただき、事務局まで返
送していただくこと、「市民ニーズ調査」・「妊産婦アンケート調査」・
「ヒアリング調査」の結果報告書の配布、次回の会議日程について連絡。

○三宅委員長

本日は長時間にわたりまして、熱心なご議論いただきましてありがとう
ございました。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。